

報告第 27 号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（R2.8.21 峰山町）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 12 月 10 日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第26号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月30日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市峰山町地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和2年8月21日、健康長寿福祉部職員が公務を終え、峰山町新町地内を公用車で走行中、信号機のない交差点内で相手方車両と衝突し、相手方の右側前方バンパーなどを破損させる損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 90,000円

3 損害賠償の相手方 京都府京丹後市所在 法人